



## 税務会計課からのお知らせ

### 太陽光発電設備に係る 固定資産税（償却資産）の 課税について

太陽光発電設備システムを設置すると、固定資産税の償却資産に該当し、課税の対象となる場合があります。

個人の方の場合、10kw以上の太陽光発電設備システムを設置し、売電を行うと、事業の用に供している償却資産に該当しますので、固定資産税の課税対象となります。

売電による所得の申告とは別に償却資産申告書を役場税務会計課へ提出することが必要です。償却資産の申告に必要な書類は税務会計課窓口にあります。

### 固定資産税（こんなときは届出を）

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税する税金で、次の場合は、必ず税務会計課まで届出をしてください。

○建物を新築・増築したとき

住宅などを新築・増築し、令和5年1月1日までに完成した場合は、令和5年度の固定資産税の対象となるため、届出をお願いします。

○建物を取り壊したとき

令和4年12月31日までに建物の一部または全部を取り壊した場合は、令和5年1月31日までに届出をお願いします。取り壊した建物につきましては、令和5年度から固定資産税の対象外となります。届出がないと固定資産税の対象となることがありますのでご注意ください。

問合せ 税務会計課 固定資産税担当

☎82-1224

### みずほ銀行店頭窓口での村発行納付書の取扱終了について

令和5年3月31日をもって、みずほ銀行店頭窓口での、村発行納付書（村税・保険料・使用料・手数料・その他公金）の取扱が終了します。

令和5年4月1日以降は、埼玉りそな銀行、りそな銀行、武蔵野銀行、東和銀行、埼玉縣信用金庫、埼玉中央農業協同組合で引き続き取扱をします。

問合せ 税務会計課 会計担当 ☎82-1255



## 教育委員会からのお知らせ

### ◆小正月の「ケズリバナ」体験学習会を開催します◆

小正月のケズリバナは1年の始めとして、農作物に対する収穫願望が込められたお祝行事の一つです。他の地域では珍しいケズリバナの由来を紹介し、貴重な伝統文化を体験できますので、皆さんの参加をお待ちしています。

日 時 令和5年1月7日（土） 午前9時～正午

場 所 ふるさと館（旧大内沢分校）

参加費 無料

募集人数 10名（村内在住または在勤の方）

講 師 倉林 均 氏

持 ち 物 ナタガマ（ナタ）、小刀、軍手を各自用意してください。

申 込 み 12月19日（月）までに教育委員会へお申し込みください。

そ の 他 作業のできる服装でお越しください。

保険加入の都合上、必ず事前にお申し込みください。お申し込みのない方の当日参加は受付できませんので、あらかじめご了承ください。参加する方は必ずマスク着用をお願いします。

問合せ 教育委員会事務局 ☎82-1230